

令和 7 年（2025 年）5 月 29 日改正

現 行	改 正 案	備 考
507 ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領	507 ナショナル <u>スキー</u> デモンストレーター選出基準及び要領	デモはスキーとスノーボードがあるため明確にする
1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルデモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。 2. デモンストレーター選考会の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。 3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公認スキーA級検定員資格又は公認スキーB級検定員資格を有し、その資格が有効で、加盟団体長の推薦を得た者とする。 4. 公認スキーB級検定員で、ナショナルデモンストレーターに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA級検定員を取得することとする。任期中に公認スキーA級検定員が取得できなかった場合は、原則、次期ナショナルデモンストレーター選考会に参加することはできない。 5. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により周知する。 6. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男子20名以内、女子10名以内とする。 7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。 8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。	1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナル <u>スキー</u> デモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。 2. <u>スキー</u> デモンストレーター選考会 <u>(以下「選考会」という。)</u> の役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。 3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公認スキーA級検定員資格又は公認スキーB級検定員資格を有し、その資格が有効で、加盟団体長の推薦を得た者とする。 4. 公認スキーB級検定員で、ナショナル <u>スキー</u> デモンストレーターに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA級検定員を取得することとする。任期中に公認スキーA級検定員が取得できなかった場合は、原則、次期選考会に参加することはできない。 5. 選考方法は、選考会開催要項により周知する。 6. ナショナル <u>スキー</u> デモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男子20名以内、女子10名以内とする。 7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。 8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。	明確化
昭和58年8月改訂 昭和61年5月改訂 平成元年2月改訂 平成3年9月改訂 平成5年6月26日改正 平成5年10月19日改正 平成7年10月13日改正 平成12年9月20日改正 平成13年12月18日改正 平成14年11月5日改正 平成16年4月2日改正 平成19年7月5日改正 平成20年9月16日改正 平成21年9月18日再掲 平成23年9月20日改正 平成25年7月9日改正 平成29年7月15日改正 令和元年9月27日改正 令和2年9月25日改正 令和3年1月29日改正 令和5年7月5日改正 令和6年6月21日改正	昭和58年8月改訂 昭和61年5月改訂 平成元年2月改訂 平成3年9月改訂 平成5年6月26日改正 平成5年10月19日改正 平成7年10月13日改正 平成12年9月20日改正 平成13年12月18日改正 平成14年11月5日改正 平成16年4月2日改正 平成19年7月5日改正 平成20年9月16日改正 平成21年9月18日再掲 平成23年9月20日改正 平成25年7月9日改正 平成29年7月15日改正 令和元年9月27日改正 令和2年9月25日改正 令和3年1月29日改正 令和5年7月5日改正 令和6年6月21日改正	

	<u>令和7年5月29日 改正</u>	
--	---------------------	--

--	--	--